第108回　歴博フォーラム

「日本の中世文書」

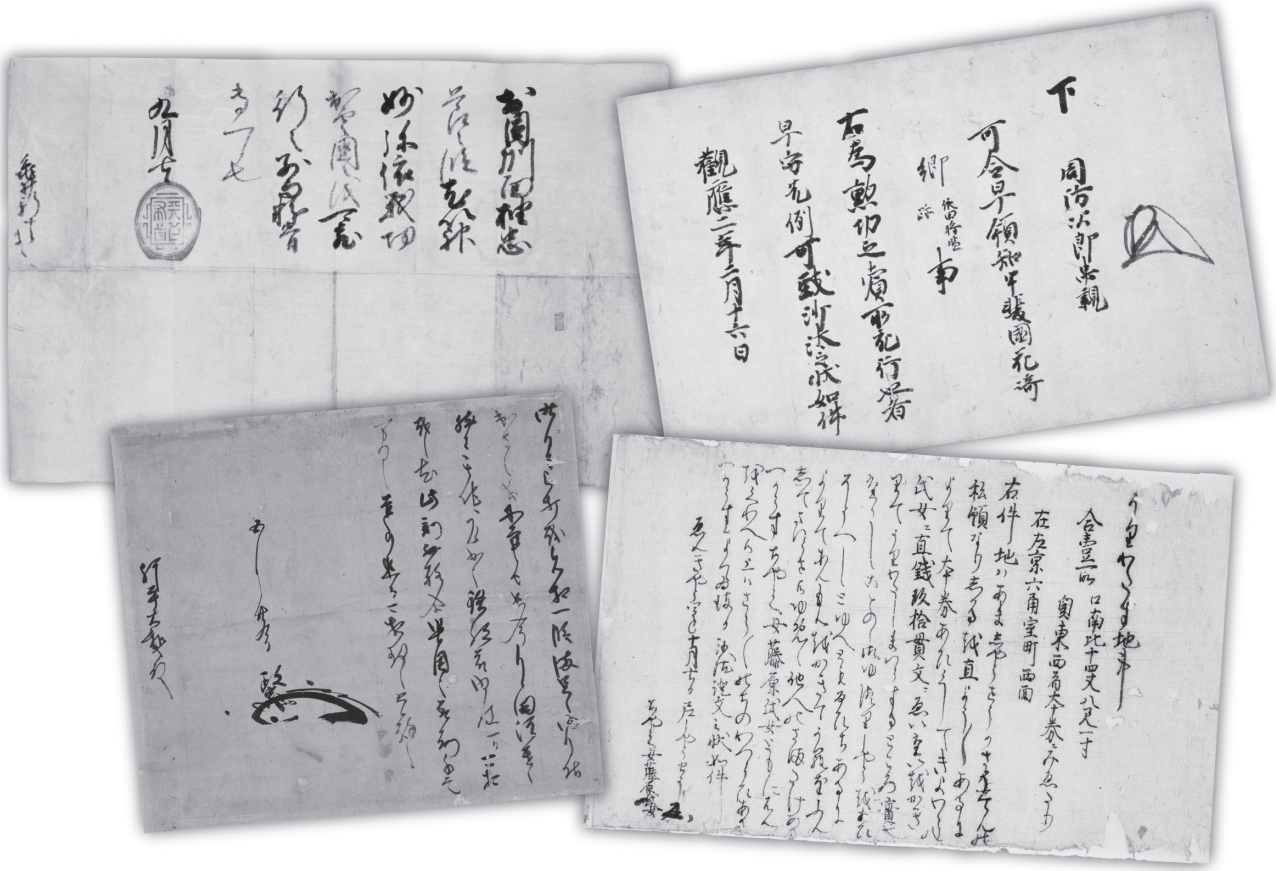

2018年10月27日（土）

会場／国立歴史民俗博物館講堂

大学共同利用機関法人　人間文化研究機構
国立歴史民俗博物館
National Museum of Japanese History

第 108 回歴博フォーラム

「日本の中世文書」

日　時　：　2018 年 10 月 27 日（土）13:00～16:30
会　場　：　国立歴史民俗博物館講堂
主　催　：　国立歴史民俗博物館

プログラム

13:00	開会の挨拶	林部　　均（国立歴史民俗博物館副館長）
13:05	趣旨説明	小島　道裕（国立歴史民俗博物館）
13:15	古代日本における「文書」の誕生	小倉　慈司（国立歴史民俗博物館）
13:45	中世日本における書札様文書の広がりー古代から中世へー	佐藤　雄基（立教大学）
14:15	将軍の文書と武士団の文書	田中　大喜（国立歴史民俗博物館）
14:45	休憩	
15:00	寺院文書の特性ー集団意思決定の方法と様式ー	横内　裕人（京都府立大学）
15:30	戦国大名の文書と天下人の文書	金子　　拓（東京大学史料編纂所）
16:00	質疑応答	
16:30	終了	

総合司会：荒木　和憲（国立歴史民俗博物館）

報告者の紹介

小倉 慈司（おぐら しげじ）

国立歴史民俗博物館研究部歴史研究系・准教授

・『古代東アジアと文字文化』（同成社、2016 年、共編）
・「天皇の歴史 09『天皇と宗教』」（講談社学術文庫、2018 年、共著）
・『古代日本と朝鮮の石碑文化』（朝倉書店、2018 年、共編）

佐藤 雄基（さとう ゆうき）

立教大学文学部・准教授

・『日本中世初期の文書と訴訟』（山川出版社、2012 年）
・「明治期の史料採訪と古文書学の成立」（松沢裕作編『近代日本のヒストリオグラフィー』山川出版社、2015 年）
・「文書史からみた鎌倉幕府と北条氏」（『日本史研究』667 号、2018 年）

田中 大喜（たなか ひろき）

国立歴史民俗博物館研究部歴史研究系・准教授

・『中世武士団構造の研究』（校倉書房、2011 年）
・『新田一族の中世「武家の棟梁」への道』（吉川弘文館、2015 年）
・「中世在地領主による『平和』の創成・維持と地域社会」（『人民の歴史学』217 号、2018 年）

横内（よこうち） 裕人（ひろと）

京都府立大学文学部・教授

・『日本中世の仏教と東アジア』（塙書房、2008 年）
・「東大寺の権力と裁許状」（大山喬平編『中世裁許状の研究』塙書房、2008 年）
・「東大寺印蔵の文書管理構造－所司と大衆の関わりを中心に－」（『南都仏教』100 号、2018 年掲載予定）

金子（かねこ） 拓（ひらく）

東京大学史料編纂所・准教授

・『織田信長＜天下人＞の実像』（講談社現代新書、2014 年）
・『織田信長権力論』（吉川弘文館、2015 年）

開　催　趣　旨

小島　道裕（国立歴史民俗博物館）

この歴博フォーラム「日本の中世文書」は、企画展示「日本の中世文書―機能と形と国際比較―」（2018 年 10 月 16 日～12 月 9 日）の関連事業として開催するものです。この展示は、共同研究「中世文書の様式と機能および国際比較と活用に関する研究」（2016～18 年度）の成果発表の一つでもあり、展示プロジェクト委員は、共同研究員が兼ねています。

本日は、その内の５名がそれぞれの専門分野について報告し、展示の構成や出品資料をふまえながら、日本の文書の特質を論じます。

５つの報告はおよそ時代順で、それぞれが展示の第１章～第５章で扱った内容でもあり、全体として、中世を中心とした日本の「文書史」を概観するものとなります。「文字以前」から文書が作られていく過程、律令の文書と書状の関係、武家や寺院の社会における文書の特徴、近世に受け継がれた戦国大名や天下人の文書。このようなテーマで、それぞれの時代や社会がどのような文書を生み出していったか、本日はそのダイナミックな展開をお聞きいただけるものと思います。

なお、展示では「国際比較」の問題も扱っており、特に第６章の「外交の文書とアジアの文書」の問題については、このフォーラムでは触れておりませんが、それは別途行われる国際シンポジウム「日本の古文書と東アジアの古文書」（11 月 17 日開催）において扱う予定です。しかし、文書の国際比較の意味は、単に外国の文書を扱うことだけではなく、日本の文書をそれと比べることで、日本の文書や文書史の特徴が見えてくることにもあります。その意味では、このフォーラムも、共同研究と展示においてアジアの文書を視野に入れたことが、日本の「文書史」を見直すことにつながっていると思いますし、「日本の中世文書」というタイトルも、そのような意味で付けた次第です。

日本の中世文書の一つの特徴に、公文書が書状の形で出されるようになる「書札様化」があります。一方では、公印を押した「官」の文書が衰退してしまう現象でもあるのですが、それはまた、口頭で発せられる個人の意思を文字にする、という文書自体の原初的・本質的な問題とも不可分なようです。時代を通した古文書学の議論はなかなか行われにくいのですが、古代から近世まで、現在の研究状況を反映した今回のフォーラムが、日本の「文書史」についての新たなイメージを作る端緒となれば幸いです。

古代日本における「文書」の誕生

小倉　慈司（国立歴史民俗博物館）

現代の感覚からすれば、文書の存在しない社会は考えられないであろう。しかし古代日本列島には、もともと文字が存在せず、したがって文書も存在していなかった。古代日本社会にどのようにして文書が導入されたのか、そしてそれがどのようにして社会に根づいていったのかという問題を考えてみたい。

１．文字文化伝来以前

『古語拾遺』（斎部広成大同２年〔807〕撰）序より

蓋し聞けらく、「上古の世に文字有らざりき。貴賤・老少口口に相ひ伝へ、前言・往行存ちて忘れず」ときけり。書契ありてより以来、古を談ることを好まず。浮華競ひ興りて、還、旧老を嗤る。遂に人をして世を歴て弥新にせしめ、事をして代を逐ひて変へ改めしむ。（〇後略）

（原文漢文　沖森卓也ほか編著『古代氏文集』山川出版社　2012 年、による）

『隋書』巻 81 東夷伝倭国条より

倭国は百済・新羅の東南にあり。（〇中略）文字なし、ただ木を刻み縄を結ぶのみ。仏法を敬す。百済において仏経を求得し、始めて文字あり。（〇後略）

（原漢文　石原道博編訳『新訂　魏志倭人伝・後漢書倭伝・宋書倭国伝・隋書倭国伝』岩波文庫　1985 年、による）

『後漢書』巻 115 東夷伝倭条

倭は韓の東南大海の中にあり、山島に依りて居をなす。（〇中略）建武中元二年、倭の奴国、奉貢朝賀す。使人自ら大夫と称す。倭国の極南界なり。光武、賜うに印綬を以てす。（〇後略）　（原漢文　石原前掲書による）

※１世紀には文字が記されたものは伝来していた　印の他、貨泉、鏡など

『三国志』魏書巻 30 東夷伝倭人条

（〇前略）女王国より以北には、特に一大率を置き、諸国を検察せしむ。諸国これを畏憚す。常に伊都国に治す。国中において刺史の如きあり。王、使を遣わして京都・帯方郡・諸韓国に詣り、および郡の倭国に使するや、皆津に臨みて捜露し、**文書**・賜遺の物を伝送して女王に詣らしめ、差錯するを得ず。（〇後略）　（原漢文　石原前掲書による）

（及郡使倭国皆臨津捜露伝送文書賜遺之物参女王不得差錯）

２．文字文化伝来の波―儒学、仏教・行政、律令制―

『日本霊異記』(9 世紀前半成立) 上巻序より　　応仁朝・欽明朝の２段階説

原ねみれば夫れ、内経外書の日本に伝はりて興り始めし代、凡そ二時有り。皆百済国より浮べ来たりき。軽嶋豊明宮に御宇ひし誉田天皇の代に外書来たり。磯城嶋金刺宮

に御宇ひし欽明天皇の代に内典来たりき。

（原漢文　本郷真紹監修『考証日本霊異記』上　法蔵館　2015 年、による）

『懐風藻』（天平勝宝 3 年〈751〉成立）序より　　応仁朝・推古朝の２段階説

逖かに前修を聴き、遐く載籍を観るに、襲山降蹕の世、橿原建邦の時、天造草創、人文未だ作らず。神后坎を征し、品帝乾に乗ずるに至りて、百済入朝して竜編を馬厩に啓き、高麗上表して烏冊を鳥文に図く。王仁始めて蒙を軽島に導き、辰爾終に教えを訳田に敷く。遂に俗をして洙泗の風に漸め、人をして斉魯の学に趨かしむ。

（原漢文　辰巳正明『懐風藻全注』笠間書院　2012 年、等を参照しつつ私に読み下す）

『日本書紀』巻 10 応神天皇 15 年 8 月条、16 年 2 月条

十五年の秋八月の壬戌の朔丁卯に、百済の王、阿知伎を遣して、良馬二匹を貢る。即ち軽の坂上の厩に養はしむ。因りて阿直岐を以て掌り飼はしむ。故、其の馬養ひし処を号けて、厩坂と曰ふ。阿直岐、亦能く経典を読めり。即ち太子菟道稚郎子、師としたまふ。是に、天皇、阿直岐に問ひて曰く、「如し汝に勝れる博士、亦有りや」とのたまふ。対へて曰さく、「王仁といふ者有り。是秀れたり」とまうす。時に上毛野君の祖、荒田別・巫別を百済に遣して、仍りて王仁を徴さしむ。其れ阿知岐は、阿直岐史の始祖なり。

十六年の春二月に、王仁来り、則ち太子菟道稚郎子、師としたまふ。諸の典籍を王仁に習ひたまふ。通り達らずといふこと莫し。所謂王仁は、是書首等の始祖なり。

（原漢文　日本古典文学大系『日本書紀』上　岩波書店　1967 年、による）

『日本書紀』巻 19 欽明天皇 13 年 10 月条より

冬十月に、百済の聖明王〈更の名は聖王。〉西部姫氏達率怒唎斯致契等を遣して、釈迦仏の金銅像一躯・幡蓋若干・経論若干巻を献る。別に表して、流通し礼拝む功徳を讃めて云さく、「是の法は諸の法の中に、最も殊勝れています。解り難く入り難し。（〇中略）是に由りて、百済の王臣明、謹みて陪臣怒唎斯致契を遣して、帝国に伝へ献りて、畿内に流通さむ。仏の、我が法は東に流らむ、と記へるを果すなり」とまうす。（〇後略）

（原漢文　日本古典文学大系『日本書紀』下　岩波書店　1965 年、による、以下同じ）

『日本書紀』巻 19 欽明天皇 16 年 7 月壬午条、17 年 7 月条、30 年正月朔日・4 月条、

(十六年)秋七月の己卯の朔壬午に、蘇我大臣稲目宿禰・穂積磐弓臣等を遣して、吉備の五つの郡に白猪三宅を置かしむ。

(十七年)秋七月の甲戌の朔己卯に、蘇我大臣稲目宿禰等を吉備の児島郡に遣して、屯倉を置かしむ。葛城山田直瑞子を以て田令にす。〈田令、此をば陀豆歌毘といふ〉

三十年の春正月の辛卯の朔、詔して曰はく、田部を量り置くこと、其の来ること尚し。年甫めて十余、籍に脱りて課に免るる者衆し。胆津〈胆津は王辰爾が甥なり。〉を遣して、白猪田部の丁の籍を検へ定めしむべし」とのたまふ。

夏四月に、胆津、白猪田部の丁者を検へ閲て、詔の依に籍を定む。果して田戸を成す。天皇、胆津が籍を定めし功を嘉して、姓を賜ひて白猪史とす。尋ち田令に拝けたまひて、瑞子が副としたまふ。〈瑞子は上に見えたり。〉

・フミヒト　亡命中国系渡来系氏族か

３．木簡と紙(・布)　付.書式

・大宝律令段階では戸籍などの中央送進が規定される。実例としても大宝２年(702)戸籍あり

・天智天皇９年（670)に初の全国的な戸籍として庚午年籍が作成

……巻子。官印が捺されており、紙に記されたものであったらしい

『日本書紀』巻 21 崇峻天皇即位前紀用明天皇 2 年（587）7 月条　古訓「オシテフミ」

秋七月に、蘇我馬子宿禰大臣、諸皇子と群臣とに勧めて、物部守屋大連を滅さむことを謀る。（〇中略）物部守屋大連の資人捕鳥部萬、〈萬は名なり。〉一百人を将て、難波の宅を守る。（〇中略）萬、便に飛ぶ矢を払い捍きて、三十余人を殺す。仍、持たる剣を以て、三に其の弓を截る。還、其の剣を屈げて、河水裏に投る。別に刀子を以て、頸を刺して死ぬ。河内国司、萬の死ぬる状を以て、朝庭に**牒**し上ぐ。朝庭、**符**を下したまひて称はく、「八段に斬りて、八つの国に散し梟せ」とのたまふ。

『日本書紀』巻 22 推古天皇 4 年(596)年 11 月条、18 年(610)3 月条、28 年(620)是歳条

四年の冬十一月に、法興寺、造り竟りぬ。（〇後略）

十八年の春三月に、高麗の王、僧曇徴・法定を貢上る。曇徴は五経を知れり。且能く彩色及び紙墨を作り、幷て碾磑造る。（〇後略）

（二十八年)是歳、皇太子・嶋大臣、共に議りて、天皇記及び国記、臣連伴造国造百八十部并て公民等の本記を録す。

（三十二年)秋九月の甲戌の朔丙子に、寺及び僧尼を校へて、具に其の寺の造れる縁、亦僧尼の入道ふ縁、及び度せる年月日を録す。是の時に当りて、寺四十六所、僧八百十六人、尼五百六十九人、并て一千三百八十五人有り。

『日本書紀』巻 25 孝徳天皇白雉元年(650)十二月晦条

冬十二月の晦に味経宮に、二千一百余の僧尼を請せて、**一切経**読ましむ。是の夕に、二千七百余の燈を朝の庭内に燃して、安宅・土側等の経を読ましむ。(〇後略)

・『法華経義疏』7 世紀初頭か？

・文化庁保管金剛場陀羅尼経巻第一跋語　　丙戌年(686)

歳次丙戌年五月、川内国志貴評内知識、為七世父母及
一切衆生、敬造金剛場陀羅経一部、藉此善因往生浄
土終成正覚、　　教化僧宝林。

・福岡県太宰府市国分松本遺跡出土戸口変動木簡

・滋賀県野洲市湯ノ部遺跡出土「**牒**」木簡　丙子年(676)11 月

４．文字伝達と口頭伝達―見る・読む・聞く、渡す・受け取る―

・「前白」木簡

・宣命

『三国志』魏書東夷伝倭人条

（〇前略）下戸、大人と道路に相遇えば、逡巡して草に入り、辞を伝え、事を説くには、あるいは蹲りあるいは跪き、両手は地に拠り、これが恭敬を為す。対応の声を噫という、比するに然諾の如し。（〇後略）　（原漢文　石原前掲書による）

・「牓示」と「口示」　牓示札木簡

・封緘木簡

※文字（文書）伝達と口頭伝達は二者択一ではなく相互補完関係

誰が	いつ	どこで	どのようにして		文書を書いたのか
誰が	いつ		どのようにして	誰に	文書を運び渡したのか
誰が	いつ	どこで	どのようにして		文書の内容を知ったのか
誰が		どこに	どのようにして		文書（の内容）を伝えたのか

参考文献

鐘江宏之「口頭伝達と文書・記録」『列島の古代史』6　岩波書店　2006 年

川尻秋生「口頭と文書伝達」『文字と古代日本』2　吉川弘文館　2005 年

新川登亀男「古代の文書」『古代史研究の最前線』3　雄山閣出版　1987 年

東野治之「大宝令成立前後の公文書制度」『長屋王家木簡の研究』塙書房　1996 年　初出 1989 年

「古代日本の文字文化」『古代日本　文字の来た道』大修館書店　2005 年

山本崇「オシテフミ考」『文化財論叢』Ⅳ　奈良文化財研究所　2012 年

中世日本における書札様文書の広がり―古代から中世へ

佐藤　雄基（立教大学）

0．文書史の枠組み

日本の古文書学は、ヨーロッパの古文書学をモデルにしながら、現存する日本の古文書の調査と整理を目的にして独自の発展を遂げた【拙著 2012 序章】。史料の残存状況という点で、東アジアにおける日本の特徴は、8 世紀以来、数多くの古文書のオリジナル（原本）が伝来していることである【河音】。中央集権的・官僚制的な古代に対して、中世は「自力救済」の時代と呼ばれ、官僚機構による管理体制は崩れ、家産制的な経営体（「家」）を基盤とする分権的な社会体制へと変容した。そのため、人々は権利にかかわる文書を自ら保管し、自らの権利主張のために活用した。所領宛行や所領安堵（保証）などの権利に関係する中世の古文書が、寺院や貴族・武士の「家」に数多く残されて今に伝わっている。こうして伝来した膨大な中世古文書を整理して「史料批判」するために、日本の古文書学は、時代ごとに権利文書として発給・保存される文書の様式変遷を中心にした研究が進められた。

日本の公文書の様式は、律令（公式令）に規定された「公式様」（主に官文書）にはじまり、平安時代の公文書である「公家様」、そして武士の政権（鎌倉幕府・室町幕府）の公文書である「武家様」という変遷をたどる【佐藤進一】。特に様式に特化してみたとき、公家様でも、武家様でも、13 世紀以降、書状形式の文書（「書札様文書」）が「公文書化」することが大きな特徴である【上島】。

書状の「公文書化」は 13 世紀の現象であるが、その現象がどうして、どのように始まったのかについて、従来、きちんとした説明がなされてこなかった。また、「公文書化」以前の書状の歴史的展開が十分に説明されてこなかった。本報告では、古代から中世までの書状の展開をたどりながら（第 1 章)、「公文書化」の問題について考えてみたい（第 2・3 章)。

1．「奈良時代の書状」から中世の書状へ

8 世紀の「正倉院文書」には「状」や「啓」と呼ばれる書状が多く見出せる。さらに木簡の書状、漆紙文書の書状（【本展示第 1 章】）も紹介されている。「正倉院文書」の書状類は、かつては中世の書状の前史的な位置づけしか得なかった。だが、近年では古代文書の研究の進展をうけて、「奈良時代の書状」は独自の研究対象として確立している（【丸山】【古瀬】など)。その一方で、中世の書状との関係がみえにくくなっている。

奈良期の書状は、他の文書様式から明確に切り離されてはいなかった。「牒」や「解」の様式をとる文書にも、草書交じりの崩し字で、個人的な依頼を個人に対して行うものがあり、書状という性格をもっていた（奈良時代の書状については【黒田】が整理)。また、こ

れらの多くは公的な役所の実務に関係している。権利文書として後世に機能・伝来する文書ではないが、公的な機能を果たすものとして始まっていた。逆にいえば、中世の書状の「公文書化」とは、所領などの権利文書として機能・伝来する文書という意味であると分かる。

「牒」や「解」のような中国の公文書の系譜をひく文書様式との混淆状態を経て、文書様式が整備されて、「書状」の姿が整うのは9・10世紀以降の段階である【拙著第1章】。10・11世紀頃には和語を使った変体の漢文体すなわち「往来体」と呼ばれる文体となるとともに、10世紀末以降「往来物」とよばれる書状の文例集が成立した。

10・11世紀に書状が広がりを見せた背景として、二つの考え方がある。一つは、それまで音声で行われていたコミュニケーションが書状でなされるようになった、というもの、もう一つは、書状を必要とするような質のコミュニケーションが新たに生まれた、という考え方である。本報告3章でもみるように、特に後者の側面、すなわち平安京に集住する貴族社会・貴族文化が成立し、日常的・「私的」なものを含めて、コミュニケーションの質・頻度が増したことは、口頭伝達の代替という前者の側面とあわせて、書状の利用拡大をもたらしたことは間違いない(【本展示第2章】高山寺旧蔵聖教紙背文書屏風の書状群を参照)。

このように日本的な書状が生まれるが、奈良時代の書状のあり方が一変した訳ではない。後世の書状の基本的なスタイルは、奈良時代の書状に確認することができる（【本展示第1章】)。10・11世紀に生まれた日本風の書状は、9世紀における唐風化のもとで文書様式の整備を経た面がある一方で、8 世紀あるいはそれ以前からの古い書状の形態の影響も残っていた。両方の側面がある中で、貴族社会の成立を背景にして成立したのである。

2．書状のいわゆる「公文書化」について - 裁許状としての院宣

書状の「公文書化」について、中世の朝廷（公家政権）が後嵯峨院政期（1246-1272）から院宣（上皇・法皇など院の意思をうけて作成された奉書)・綸旨（天皇の意思をうけて作成された奉書）を「最高の公文書」【上島】として利用するようになったと指摘されている（院宣・綸旨の具体例は【本展示第2章（3）】)。だが、中世を通じて太政官符・太政官牒という律令国家の系譜をひく公式様文書が、最も権威のある文書として儀礼的ないし政治的に重要な局面では用いられていた【本展示第2章（1）】。院宣・綸旨という奉書（上位者の仰せをうけて近臣が書く書状）は、日常使いされる公文書の様式であった。中世の公家政権は、律令国家の系譜をひく一面と、新たな中世的な政治権力としての一面をあわせもった。

その上で「公文書化」というとき、如何なる機能をもつ文書なのか、機能論の観点で整理する必要がある。先行研究でも画期とされるのは、寛元四（1246）年に始まった後嵯峨院政である。裁判において勝訴者に権利文書として交付される判決文書（裁許状）として院宣が発給されるようになった。それ以前の朝廷訴訟の裁許状には、太政官符（公式様）や官宣旨（弁官下文）が用いられていた。何故、文書様式は置き換えられたのか。

12世紀後半から13世紀前半にかけて、朝廷訴訟制度は記録所を中心にして整備されつ

つも、所領相論の類は「雑訴」と呼ばれて軽視されていたこともあり、しばしば断絶していた。鎌倉幕府は、九条道家を失脚させた後、当時噴出していた所領相論への対応もあって、後嵯峨院を「治天の君」（政務掌握者）として公家政権の改革を目指した。後嵯峨院のもとで院評定制を整備し、一般の裁判も院評定の合議を経て、裁定が下るようにし、その裁定は評定の意見を踏まえて院の命令、すなわち院宣として出されるようになった【美川】【岡田】。

書状は通常、月日のみ記されるが（受給者側で付（つけ）年号が追記される場合もあった)、裁許状として発給された院宣は、年月日を備えた書下（かきくだし）年号で記され、永続的な効力が期待されていた。明確な使い分けがなされていた。院宣は〇〇院の院宣と当時から呼称されたように、太政官の文書に比べて、治天の君の意思を前面に出した文書だった。

後嵯峨院政期における裁許は、評定衆（1225 年設置）の合議をうけて、「(鎌倉殿の）仰せ」として下知状（裁許状）を出すという鎌倉幕府のシステムに似ている【拙著第 5 章】。「御成敗式目」を制定した執権北条泰時の政治は、源氏将軍の断絶をうけて正統性の乏しい中、御家人集団の合議と鎌倉殿の権威のバランスを重視した。権力基盤の弱い後嵯峨院政もまた、院評定の合議に基づく体裁をとりながら、治天の君の意思を前面に出す必要があった。文書様式の切り替えの背景には、この時代の公武政権に共通する政治構造の変化がある。

３．口入する中世的権力－「自力救済」という社会的背景

以上は後嵯峨院政における院宣の「裁許状化」とその政治史的背景の説明となるが、平安後期以来の流れのなかでみると、権力者個人の意思（仰せ）を重視する社会になっていたことが重要となる。中世は分権的な社会であったため、中世の公権力は、既存の組織・集団の自立性を前提にして、個人的な権威や人脈（縁故）をもって介入（「口入（くにゅう、こうじゅ)」）することで政治を行った。11 世紀後半に始まる院政は、太政官機構や国衙のような既存の統治機構を前提として、それに「口入」することによって政権を掌握していた。

こうした人的ネットワークと「口入」によって成り立つ社会状況のもとで、個人間で交わされる書状の利用は肥大化した。院の「口入」に利用された文書が院宣だった。1120・30 年代には、鳥羽院の口利き（院宣）のもとに、官宣旨や国司庁宣など公的文書が発給され、院宣を副状として受益者本人に公布されていた【上杉】【拙著第 2 章】。この場合、権利文書は国司庁宣などの公的文書であり、院宣自体は権利文書ではなかった。だが、鳥羽院の口利きによって国司庁宣を得た人間は、院が口利きを行ってくれたことの証として大事に保管する傾向が生まれた。中世社会は「自力救済」「当事者主義」といわれるように、公権力から権利文書を獲得しただけで自動的に権利を行使できる訳ではなく、むしろ公権力の発給文書を獲得した後に様々な交渉を行い、その文書のもつ権利内容を自ら実現する必要があった【拙著第 4 章】。治天の君の「口入」によって獲得した国司庁宣についても、

文書を得ただけでは十分な効力を発揮させることができなかったため、当事者は国司庁宣を得たうえで、庁宣を「施行」する院庁下文の発給を求めていた【拙著第 2 章】。そのような当事者にとって、権力者の「口入」のお墨つきとしての院宣（書状）は重要であった。

なお、形式的な太政官の手続きは残しつつも、権力者の意向を表すものとして院宣が用いられることは､院宣によって当事者に交付された口宣案にも確認できる【本展示第 2 章】。

古代以来の太政官の権威は決して失われなかったが、日常的な紛争解決では、権力者の「口入」を示す院宣・綸旨のような文書のほうが、実効性・説得力をもちやすかった。こうした社会状況が、後嵯峨院政期における院宣の「裁許状」化の背景にあるのだろう。

ところが、書状が「内々」の文書ではなく「表向き」の公的機能を高めると、書札礼をめぐる問題が生じた。そのため、鎌倉後期の公家・寺院社会では「仰書」と呼ばれるメモが、伝達・交渉に用いられるようになる【本図録第 4 章】。書状の「公文書化」の先には、古代の「宣旨」以来、最も原初的な「権力者の仰せを記した仰書」が登場するのである。

４．むすびにかえて―武家文書の場合

簡単に見通しのみ述べると、武家文書は決して単なる公家文書の「模倣」ではなく、書状のあり方もユニークであった【拙稿 2018】。鎌倉幕府における御教書、そして得宗書状を経て、室町幕府の御判御教書・御内書、そして朱印状につながっていく。

【参考文献】

上島有「古文書の様式について」（『史学雑誌』97 巻 11 号、1988 年）

上杉和彦「中世的文書主義成立に関する一考察 - 国司庁宣の副状について - 」（『日本中世法体系成立史論』校倉書房、1996 年、初出 1987 年）

岡田智行「院評定制の成立 - 殿下評定試論」（『年報中世史研究』11 号、1986 年）

河音能平『世界史のなかの日本中世文書』（文理閣、1996 年）

黒田洋子『正倉院文書の訓読と注釈　啓・書状』（正倉院文書訓読による古代言語生活の解明（研究代表者：桑原祐子）研究成果報告書 2、2010 年）

佐藤進一『古文書学入門』（法政大学出版局、1971 年、新版 2003 年）

佐藤雄基『日本中世初期の文書と訴訟』（山川出版社、2012 年）

佐藤雄基「文書史からみた鎌倉幕府と北条氏 ： 口入という機能からみた関東御教書と得宗書状」（『日本史研究』667 号、2018 年）

富田正弘『中世公家政治文書論』（吉川弘文館、2012 年）

古瀬奈津子「手紙のやりとり」（『文字と古代日本４』吉川弘文館、2005 年）

丸山裕美子「書儀の受容について−正倉院文書にみる「書儀の世界」」（『正倉院文書研究』4 号、1996 年）

美川圭『院政の研究』（臨川書店、1996 年）

将軍の文書と武士団の文書

田中　大喜（国立歴史民俗博物館）

１　袖判下文から御判御教書へ

鎌倉幕府と室町幕府という２つの中世の武家政権を比較した場合、最も顕著な相違点は将軍の地位にある。すなわち、鎌倉幕府では、４代将軍藤原頼経以降、次第に将軍権力が形骸化していき、将軍は形式的な存在になってしまった。これに対し室町幕府では、将軍は専制君主として君臨し、幼少でない限り、すべての決定は将軍によって行われたのである。

このような将軍の地位の相違に応じて、鎌倉幕府と室町幕府とでは、将軍の意志を伝えるその発給文書のあり方も顕著な相違を見せた。すなわち、鎌倉幕府においては、将軍が直接その意志を伝える直判（袖判）の文書の発給は、５代将軍藤原頼嗣を最後に消滅し、その後は将軍家政所下文・関東下知状・関東御教書といった文書によって、もっぱら政所等の幕府諸機関（実体的にはこれらを代表する北条氏）を通じて伝えられるようになった。これに対し室町幕府においては、袖判下文のほかに、御判御教書という鎌倉幕府では見られなかった新たな将軍の直判の文書が発給されるようになり、これが幕府政治の最高の文書として特殊な発達を遂げていったのである。

このように室町幕府では、袖判下文や御判御教書という将軍の直判の文書が至高の地位を占めたが、この２つの将軍発給文書は室町時代を通じて併存したわけではなかった。すなわち、袖判下文は、初代将軍足利尊氏と２代将軍足利義詮の執政期に、武士に対する恩賞給付・所領宛行・所領安堵の際にもっぱら発給されたが、３代将軍足利義満執政期前半にあたる永徳年間（1381～84）にはほぼ消滅し、袖判下文が担ってきた武士に対する恩賞給付・所領宛行・所領安堵の機能は、御判御教書に吸収されたのである。御判御教書は、将軍の花押が日下に据えられ、年月日と宛所（宛先）を持つという書札様文書の様式を基本としたが、袖判下文の機能を吸収した御判御教書は、将軍の花押が袖に据えられ、宛所は本文中に織り込まれるという下文様文書の様式となっており、下文の機能を吸収したことが文書様式の側面にも表れていることが確認できる。

それでは、なぜ下文は義満執政期前半に消滅したのだろうか。このことを考える前提として、御判御教書が公家・寺社に対する所領安堵の文書として使用されるようになった背景から考えてみたい。

そもそも下文は、将軍と武士（御家人）との間の主従関係にもとづいて発給され、下文の発給自体が主従関係の設定ないし確認の機能を持っていた。袖判下文が武士に対する恩賞給付・所領宛行・所領安堵の場面で使用されたことは、このことをよく表している。したがって、主従関係にはない公家や寺社に対して、将軍が下文を発給するわけにはいかなかった。しかし、南朝との戦争遂行に際して自らを「北朝の軍隊」と位置づけた室町幕府

の将軍は、北朝を構成する公家や寺社の所領を保護する義務を負ったため、主従関係にはない公家や寺社に対しても所領安堵の文書を発給しなくてはならなくなった。そこで当初は、御内書という純粋な書状様式の文書によって対応したが、観応の擾乱（1350～52）以降になると、御判御教書によって対応することが多くなったことが確認されている。御判御教書も御内書と同じ書札様文書であったことから、主従関係にはない公家や寺社に対しても適用できたのである。

ただし、御判御教書は御内書よりも薄礼である点に注意しなければならない。それにもかかわらず、御判御教書の方が公家・寺社に対する所領安堵の文書となったのは、いったいなぜか。この政治的要因には、観応３年（1352）に南朝が北朝の光厳上皇・光明上皇・崇光天皇・皇太子の直仁親王を連行したことがあったと考えられる。すなわち、これにより北朝は、三種の神器がないままに後光厳天皇を即位させたことで、権威を大きく失墜させた。そのため、北朝の権威回復を図る足利氏は、その擁護者としての立場・自覚をいっそう高めたことにより、北朝の公家・寺社に対してそれまでよりも高圧的な姿勢で臨むようになったと考えられる。これが、御内書から御判御教書へという、公家・寺社に対する所領安堵の文書様式の変化に繋がったと見られるのである。

このように義詮執政期までは、おおよそ、公家・寺社に対する所領安堵は御判御教書で、武士に対する所領安堵は袖判下文で行われていたが、やがて義満執政期に入ると後者も御判御教書によって行われるようになる。この変化の背景を考えるうえで注目されるのが、義満の身分上の変化である。すなわち、義満は、永徳２年（1382）にあらゆる朝儀・政務を指揮監督する立場に立つ左大臣になり、さらに翌年には准三后の宣下を受けた。准三后とは、皇后・皇太后・太皇太后に准じて封戸や年給などの特権を受ける身位だが、義満は准三后宣下に際して、公家社会において摂関や親王と同格ないしこれを越える立場にあることを認められた。つまり、すでに征夷大将軍として武家社会の第一人者だった義満は、さらに左大臣・准三后として公家社会の第一人者としても君臨するようになったのである。このように義満は、永徳年間に身分を上昇させて公武双方に均しく君臨するに至ったのだが、同時期に確認できる下文の消滅という現象は、この事態と無関係だったとは考えにくい。

おそらく義満は、公武双方に均しく君臨するに至った自分の立場を文書上にも可視化するべく、自らが発給する文書の様式を公家・寺社・武家すべてに共通するものにしたのではないか。将軍の袖判下文はこれまで武家社会にのみ通用してきたが、御判御教書は軍勢催促状や戦功を賞する感状としても用いられ、公家・寺社・武家を問わず通用してきた。そのため、公家・寺社・武家すべてに共通する文書様式を求める義満の意向の前に、袖判下文は御判御教書に吸収され、消滅したと理解できよう。袖判下文から御判御教書への変化は、室町幕府将軍の身分上昇と連動した現象として把握できるのである。

２　置文と譲状

武士の家伝文書を通覧すると、ほぼ必ず譲状を目にする。所領を譲与するに際し、そ

の事実を証明するために譲与者が被譲与者に対し作成した文書である譲状は、所領の相伝を証明する文書として大切に保管されてきたのである。したがって、譲状は中世の武士団が最も大事にした文書の一つといえる。一方、譲状と似た文書に置文(おきぶみ)がある。置文とは、被譲与者やその子孫に対する、譲与者の遺言・遺命などを記した文書のことであり、家訓ないし家法的色彩を持つのが特色である。

一般的に置文は、譲状に記された遺言・遺命の部分が後に独立することで成立した文書と理解されている。しかしながら、12 世紀後半から譲状とは別に作成された置文が確認され、13 世紀以降もそうした置文が多く確認できる。このことから置文は、初発的に譲状とは属性を異にする別個の文書として成立したと理解する方が妥当と考えられる。それでは、置文の属性とはいかなるもので、譲状との関係はどのように把握できるのだろうか。

まず注目されるのが、置文は仮名表記のものが圧倒的に多いことから、形式的には仮名文書と把握できる点である。これは、譲与者の所属する地方行政機構ないしは主人に譲与行為の承認を申請するために漢文表記で作成された譲状との大きな相違点となる。置文はこうした目的がなかったために、仮名で表記されたのだろう。そして、仮名で表記したということは、置文が制定者の口頭の詞を忠実に表記した文書であることを表していると考えられる。というのも、尋問調書である申詞(もうしことば)は、本人が語ったことを第三者（尋問側）が話し詞のままに記した文書であり、それゆえ仮名表記ないしは仮名交じり表記の文書となったが、置文もこれと同様と見なせるからである。置文には必ず制定者の署判が据えられたが、これにより内容＝口頭の詞の確定と信憑性が担保されたと考えられる。

この点に関して、置文には日付のないものが散見されることも、この想定を補強する材料になると思われる。すなわち、訴訟文書である訴陳状(そちんじょう)にも日付のないものが散見されるが、本来訴訟は当事者の口頭によって行われたため、発せられると同時に消滅する音声の代用物として用いられた訴陳状は、時間の要素を欠いたと指摘されている。この指摘を踏まえると、置文も音声の代用物として使用されたために日付＝時間の要素を欠いたとも考えられるのである。なお、置文には制定者の自筆であることをわざわざ明記しているものがあるが、このことも、本来置文は制定者本人の音声で伝えられるものであったことを意識した行為と理解できよう。

このように置文とは、制定者の音声＝口頭の詞を忠実に表記した文書と考えられ、そこには制定者の意志がストレートに表現されていると理解できる。そして、置文が複数紙にわたる場合、制定者の継目裏花押(つぎめうらかおう)が据えられたが、これは置文の内容が制定者の意志だけで定められたことを示していよう。したがって、置文の作成には、その対象者（相続人）との合意は必要でなかったと理解でき、この点は譲状と同じであることがわかる。

置文は、13 世紀から譲状と同時に作成された事例が多く確認できることから、内容的には相続人が果たすべき責務を規定した文書と捉えられる。貞和(じょうわ)5 年（1349）閏(うるう) 6 月 23 日付けの渋谷重勝(しぶやしげかつ)譲状案には、「巨細(こさい)の旨置文に見ゆ（詳細は置文を参照のこと）」という文言が記されていることにも着目すると、置文は譲状の施行細目を規定した文書とも捉えられよう。実際、永享(えいきょう) 10 年（1438）８月日付けの良貞(りょうてい)（後藤理季(ごとうさとすえ)）置文には、「後家分の

事、状の旨に任すべし、ただし、その振る舞い正体無くば、通すべからず（後家の相続分については、譲状の内容通りにするように。ただし、振る舞いに問題があれば、譲与してはならない）」という規定が記されており、この様子が具体的にうかがえる。したがって、置文とセットで譲状が作成された場合、譲状はそれだけでは機能しなかったと考えられ、置文と譲状は譲与機能上では相互補完的な関係にあったと理解できよう。

このように置文と譲状は、属性も内容（機能）も異なる文書であったため、別々に作成されるのが原則だったと考えられる。そもそも置文のなかには、延慶（えんきょう）４年（1311）２月25日付けの蓮道（れんどう）（相良長氏（さがらながうじ））置文のように、後日の書き足しを想定してわざと余白を残したものがあることからも、その作成は譲状と別にした方が得策だっただろう。また、譲状は相続人それぞれに作成されたため、一通一通に置文の内容を記すのは煩わしかったと思われる。このように文書作成の技術的な側面からも、置文と譲状は原則的に別々に作成されるものだったと理解できる。ただし、元徳（げんとく）３年（1331）３月５日付けの熊谷直勝（くまがいなおかつ）譲状のように、置文の内容を盛り込んだ譲状も確認できる。先行研究は、こうした譲状を「基本」と考えたが、むしろ「例外」と捉えるべきだろう。この譲状の場合、相続人が一人（直勝）だったために、譲状と置文が一つにまとめられたと考えられる。

最後に、置文の法的な性格を検討してみたい。鎌倉幕府の法廷では、譲状を被相続人の意志を最も端的に示す文書と位置づけ、その法的効力を最有効と認めた。しかし一方で、置文のような譲状以外の文書でも、被相続人の譲与意志が確認されれば、幕府はその文書をもとに譲与＝相続を認めることもあったことが知られている。実際、弘長（こうちょう）３年（1263）10月８日付けの熊谷直時（なおとき）置文には、「これをゆつりさう（譲状）として、このところをハ、やまた（山田）のねうはう（女房）ちき（知行）やうすへし」という文言が記されており、置文を譲状の代替物として使用する意図があったことが知られる。直時は、上記の幕府の譲与安堵方針を知っていたのだろう。このように、置文は基本的に譲状よりも法的拘束力は低いと見なされていたが、譲与意志が記載されていれば、譲状と同等に相続文書としても機能しえたのである。

【参考文献】

上島有「室町幕府文書」（『日本古文書学講座　第４巻　中世編Ⅰ』雄山閣出版、1980年）
小川剛生『足利義満』（中央公論新社、2012年）
笠松宏至「『日付のない訴陳状』考」（同『日本中世法史論』東京大学出版会、1979年、初出1977年）
蔵持重裕『声と顔の中世史』（吉川弘文館、2007年）
小瀬玄士「鎌倉幕府の財産相続法」（『史学雑誌』121-7号、2012年）
近藤成一「文書様式にみる鎌倉幕府権力の転回」（同『鎌倉時代政治構造の研究』校倉書房、2016年、初出1981年）
佐藤進一『新版古文書学入門』（法政大学出版局、1997年）
松永和浩「南北朝期公家社会の求心構造と室町幕府」（同『室町期公武関係と南北朝内乱』吉川弘文館、2013年、初出2008年）

寺院文書の特性－集団意思決定の方法と様式－

横内　裕人（京都府立大学）

はじめに

寺院文書の特性は、集団による意思決定を様式に表しているところにある。これは、今回の展示で示した一連の文書様式に現れているが、そもそも寺院における集団意思決定の特性はどのような性格をもっていたのであろうか。

「古来於衆徒許（訴カ）者、云興福寺、云延暦寺、全不召証人、不決真偽、只任申請、被断獄者例也、是非啻崇一宗之仏法、衆徒議定、無疑胎之故也、」（『玉葉』文治６年５月２日）と興福寺大衆が主張したように、強訴の正統性を述べたくだりで、「衆徒議定、疑胎なきが故なり」と衆徒の集団意思決定の正当性をことさらに強調している。その正当性はどのように獲得されたものなのか、東大寺を例に探っていきたい。

１．東大寺の衆議

まずは東大寺における集団意思形成の過程を概観しよう。

奈良時代に官寺として創建された東大寺は、運営責任者である別当が三綱を指揮して寺家を経営した。院政期には、寺外の僧侶が別当に任じられる一方、学侶を中心とする寺内の僧侶が結束し、大衆としての発言力を増していく。僧団を運営したのが五師と呼ばれる五名の学侶で、うち一名がリーダーとなり一年交替で責任者を勤めた。これを年預五師と呼ぶ。平等を建前とした数の力を背景に台頭する僧団、これが中世寺院を動かした主役であった。僧団の意志決定は、原則として構成員全員が参加する集会評定によってなされた。「衆儀」という集団意志に基づいて決定された判断は尊重され、これを外部に向かって発信するため、構成員全員が連署した下文や年預所の下文の様式が生みだされる一方、年預が「衆儀」を代表して発給した書状が多用された。上下関係や宗派、官民の区別に縛られず意思の互通が必要だった時代の要請に応えたものである。

２．大衆の集団化と文書様式

東大寺大衆の発給する文書様式の変遷には３つの画期がみとめられる。まずは彼らが文書を通じて集団の意思を表明した１１世紀である。大衆の意思を文書で表現した初見は、寛弘９年（１０１２）８月２７日の東大寺所司大衆等言上状である（平安遺文 486、以下平）。朝廷に提出されたこの文書は、「東大寺所司・五師并修学法師等誠惶誠恐謹言」と書出し、「法師等誠惶誠恐謹言」と結ぶ。日下に僧侶１名が署判する書状様式の上申文書である。これ以前の、東大寺が朝廷に上申した文書は、別当と所司の連署する解であった（延喜１３年１０月３日東大寺解・平 211）。大衆の意思表明手段獲得の第一歩として意義深いが、彼らが融通のきく書状様式を選んだのは、正式な解ではそぐわないと考えたからであろうか。

天喜４年（１０５６）４月２３日に東大寺所司大衆等解案（平 795）が残る。「東大寺所司大衆等解」と書き出すこの文書は、古代の解の様式を備えており、寛弘９年の言上状とは一線を画す。より正格に近い解を用いる政治的主体として大衆が立ち現れるに至ったこ

とを示す。

次の画期は１２世紀初頭１１００年代である。長治元年（１１０４）８月２日の東大寺所司大衆等解は、総計１６２名の僧侶が連署する。東大寺大衆の集団意志を明示した文書として注目される。（その発給背景については後述）

そして東大寺大衆は、大衆総体の意志を表現する下達文書を使い始める。天仁３年（１１１０）の東大寺大衆下文（平 1717）は、「東大寺大衆下 内平群花厳会免田田堵等」と発給主体を「東大寺大衆」と明示する。都維那二名が連署し（日下）、奥上に五師と所司三綱が署判している。「東大寺大衆」の意思は、大衆の代表たる五師と所司の連署で表明されている。１１１０年代は、大衆がその集団性を顕示し上意下達する権力体として成長したことを物語る。

最後の画期が１１４０年代である。

保延６年（１１４０）５月１７日の年預五師書状は、「依衆徒申状」り、年預五師が大衆の奉者として発給した申状である（平 2429）。また同年７月１８日には同じ様式の書状で、「衆議」に基づいた大衆意思が外部に伝達されている（平 2431 号）。

永治元年（１１４１）１０月２９日の東大寺牒は（平 2452）、三綱７名、学衆６９名、得業３１名、五師６名、三会已講３名、僧綱１名が連署（総計１１７名）している。東大寺大衆の集団性を可視化したこの文書は、東大寺別当関係者の署判なしに「東大寺牒」と称し、他寺の権門仁和寺大教院との交渉に使われている点が重要だ。この文書が、康和４年（１１０２）に百口学生の衣服料に宛てられた茜部荘の訴状であったため、学侶の連署がなされた可能性が高い。

久安元年（１１４５）閏１０月２日には、東大寺下文（平 2564 号）は、やはり「東大寺下」と発給主体を掲げ、「依諸衆僉議」と大衆の総意であることを明示し、年預五師以下の五師が奥上に連署している。

この１１４０年代の動きは、一見、東大寺大衆の成長と見える。だが、その評価は一面的だ。永治元年（１１４１）１２月２８日、別当定海は病でその職を辞しており、その少し前から別当は実質的に機能しておらず、加えて、その後、久安３年（１１４７）まで長期に亘り補任されていない別当空白期であった。東大寺大衆の意思表明手段の整備は、本来寺家を代表する別当がおらず、外部交渉や権門内部の支配に支障をきたしていたことへの対応であったと考えられる。

この後、１１７５年には、別当・僧綱が連署した「東大寺置文」（２月日、平 3674）、年預所下文の初見となる「東大寺年預所下文」（１１月２３日、平 3719）、「衆徒」単独で発給する上申文書としては初見となる「東大寺衆徒解」（１２月日、平 3732）など特徴的な文書が集中して登場する。危機的状況を経たことで、地盤を固めた大衆組織は、この段階で単独発給様式の文書を作り上げた。養和元年（１１８１）には、興福寺大衆の代表たる別会五師と東大寺の年預五師同士が書状で通交しており（平 3983）、このころ、東大寺大衆が独立した法人格として内外に認知されたと考えてよかろう。

３．集団と神祇

１１世紀から１２世紀にかけて東大寺大衆は、その集団意思を明確化し文書に表現するに至る。この動きには、古代における「衆」の枠組みが解体し、院家に拠る「宗」に再編されるのと並行して、中世的な大衆組織が形成されることが反映している。そして、その

大衆の集団化を支えたのが、神祇を核にした起請という行為であった。

前述の天喜４年（１０５６）東大寺所司大衆解が発給された経緯をみよう。この解は寺内僧房で検非違使が起こしたい犯人殺害事件が発端であった。４月２３日に東大寺五師・所司が事件の詳細を記す事発日記を作成し（平 797）、所司・大衆、寺中検断を批判する奏上（前述の大衆解）を日記とともに提出した。同日には、別当覚源は挙状とともに寺解を太政官に届けている（平 796）。朝廷は５月３日、犯人を隠した房主の招喚を命じたため（平 799）、東大寺（おそらく別當）は同月５日に、房主招喚を承諾する請文を提出した（平 800)。

この過程で、東大寺大衆らは、起請を行いその総意をとりまとめている（東大寺起請案、平 801)。彼らは、東大寺別当覚源が検非違使別当と同心して、訴訟を停滞させていると弾劾し、「大衆諸共上道𠦂」覚源の非法を訴えること、検非違使別当の流罪を要求すること、「七大寺諸寺衆」に呼びかけ東大寺の憂いを第一に主張すること、寺中で殺害事件を起こした検非違使を弾劾すること、などを決定した。彼らは、「若寺僧之内、此度有不為憂者、為□不念寺也、不念寺者、永不加住寺、隠大仏八幡鎮守諸大明神祈念頭南北両京誹謗、何却為遮波哉」として、寺内の一揆を「大仏八幡鎮守諸大明神」に祈念している。注目すべきは、文書の奥に、「惣行事　八幡大菩薩／判　気比気他／判　五百余所／判　廿五所／判　□大明神」と八幡大菩薩以下の東大寺鎮守諸神が「判」じる文言が追記されている点である。これについては、従来「鎮守諸神に仮託して事後の対策について起請をなし」【永村 1989】との解釈がなされているが、果たしていかがであろうか。

（２）寺院社会と起請

上記の東大寺起請案と同年、讃岐国善通寺においても「起請」がなされている（天喜４年１２月５日「讃岐国善通寺田畠地子支配状案」平 824）。善通寺政所が田畠の地子の支配を「起請」により定めたものであるが、やはり文書の奥に「証誠大行事」として「天麻大明神」以下４柱の神々の名が記されている。東大寺起請案における八幡大菩薩以下の神々と同様の役割を与えられていると思われる。善通寺の起請にみえる「証誠」が手がかりになる。

天長１０年（８３３）の「伊都内親王施入願文」（平 56）には、文書の奥に「梵釈・四王・鹿取・鹿嶋・相殿・枚岡・四所大神証知証成、改変劫磐、我善不破矣、」と天部と神祇の「証知証誠」を求めた上で誓願の言葉を加えている。天部と神々は誓願を保証する役割を与えられている。その後、１１世紀初頭の東大寺僧の起請（某年２月２８日「東大寺上座慶寿起請案」平 897）には、「□天護法垂知見証明」との起請文言があり、天部・護法神の知見と証明を願っている。

１１世紀初頭より寺院社会では誓願を保証する根拠として神祇を仰ぎ始める。東大寺では１１世紀中葉には大衆が集団意思を固める起請の際に鎮守八幡以下の神々を請じて結衆を保証する核として位置づけるようになる。

（３）永観による百口学生供設立と鎮守八幡宮

東大寺における大衆集団形成の画期となったのは、東大寺別当永観（在任１１００―０２）による百口学生供の設置にある。その際、永観が鎮守八幡宮に寺領を寄進し、二季御八講、二季彼岸不断御読経を開始した点は見逃せない[i]。百口学生は、所属する宗派の枠組みを超えて結集し、八幡宮での法会を勤仕することとなった。この八幡宮を核とした「結衆」が、前述の長治元年（１１０４）の東大寺所司大衆等解を生み出した母体なのであっ

た。彼らは、自らを「八幡宮御八講結衆」「八幡宮彼岸御不断経衆」と名乗り、連署を加えて、当時の別当に集団意思を伝達している。東大寺大衆らが、鎮守八幡大菩薩を推戴し不断に法楽の法会を行うことで、政治的結集は宗教的なベールを纏い、集団化のレベルを大きく引き上げた[ii]。

実は、鎮守八幡宮、それ自体が東大寺内で重要視されてきたのは、１１世紀半ばからであった[iii]。大衆の集団化と寺内における神祇信仰の高揚は、じつは軌を一にする歩みであったのだ。

おわりに

寺院大衆の集団意思を表明する文書には、かならずしも明示されてはいないが、大衆の集団化と集団意思決定の背景に寺院における神祇信仰の高まりがあることを指摘した。集団の意思決定がどのように正当性を獲得したのかを考える上で、神の証判が果たした役割は予想以上に大きかったのではなかろうか。こうした動向は、東大寺に限らず他の権門寺院においても同様だと推測される。

参考文献

稲葉伸道「東大寺寺院構造研究序説」『中世寺院の権力構造』岩波書店、1997 年
下坂守「延暦寺における「寺家」の構造」『中世寺院社会の研究』思文閣、2001 年
永村眞「寺内僧団の形成と年預五師」『中世東大寺の組織と経営』塙書房、1989 年
横内裕人「平安期東大寺の僧侶と学問」『論集　平安時代の東大寺』ザ・グレイトブッダシンポジウム論集 11 号、東大寺、2014 年
横内裕人「東大寺の権力と裁許状」大山喬平編『中世裁許状の研究』塙書房、2008 年

---

[i] 鎮守八幡宮での法会は、平安時代末には「寺中厳重第一仏事」と認識されるに至る。新井孝重「悪党発生の基礎構造」『中世悪党の研究』（吉川弘文館、１９９０年）初出１９８０年。「以其所当官物、永被定宛常住学生百口供料已了、既募其供料、於鎮守八幡宮宝前、撰一百人之学侶、被三十座之講莚、又六十口僧□、転読三部大般若経、彼是為毎年之例時、遙契後仏之出世、捧其講読之薫修、偏奉祈法皇御願、当時寺中厳重第一仏事也」（文治２年７月日「東大寺三綱等解案」鎌倉遺文 133 号）

[ii] 康和４年（１１０２）９月２８日に東大寺大衆は、興福寺との相論を打開するため、八幡神輿を伴い入京した（『殿暦』）。東大寺の強訴に八幡神輿が用いられた初見である。

[iii]鎮守八幡宮は、聖武天皇による東大寺大仏建立の際に来会した宇佐八幡大菩薩を祀る神社である。『東大寺八幡縁起』によれば、天平２０年、聖武天皇が八幡神を勧請し鎮守としたとの記事があるが、『続日本紀』などの信頼できる史料には見えない。『続日本紀』に天平勝宝元年１１月に梨原宮に新殿を造り「神宮」となし、八幡神とともに来京した大神禰宜尼大神社女が聖武天皇とともに東大寺を拝したとある。ただし、東大寺内に殿舎を建立したとの記事は見えない。意外にもこれ以降、平安時代中期において信憑性のおける史料には現れない。その後、東大寺の史料において八幡神が登場するのは、貞観１８年（８７６）、東大寺三論宗僧が「八幡大自在王菩薩」のために自在王菩薩経を講経するとしたものである。貞観元年、大安寺行教が宇佐から石清水に八幡神を勧請しており、これと関連して南都でも大安寺・薬師寺において八幡宮が勧請されていることから、あるいはこうした動きと連動して東大寺にも鎮守八幡神が祀られた可能性もあるのではないか。『東大寺別当次第』によれば、別当信覚（任 1071～74）は「新造八幡宮遷宮」し、別当慶信（任 1075～99）は「八幡宮礼殿始造之」るなど八幡宮の施設を整備している。

戦国大名の文書と天下人の文書

金子　拓（東京大学史料編纂所）

はじめに

政治史との関連で中世古文書のあり方を考えるとき、武家への権力移行、権力主体の多様化という事象を考慮に入れなければならない。また、中世においては、朝廷文書（公式様文書）もしくはそれに近い性格の文書が、書状に淵源をもつ書札様文書に呑み込まれるという（「私状の普遍化」［佐藤 1997］）。この流れを考えたとき、中世と次の時代である近世を橋渡しする織田信長・豊臣秀吉の文書（ここでは「天下人文書」と呼ぶ）の特質をその切り口から考えることができるだろうか。

実はこの時期の文書はほとんどが書札様文書であるため、この切り口からはうまく位置づけることができそうもない。とはいえ、ふたりの天下人の権力者としてのあり方を考えるうえで、発給文書を古文書の体系、時間的変遷のなかに位置づけて考えようとすることは、いくばくかの有効性を持ちえているように思われるから、別の切り口を見いださなければならない。

1　戦国時代の文書を考える切り口

天下人文書を考えるためには、彼らを生み出してきた戦国時代の文書のあり方を踏まえる必要がある。従来の研究を見渡して、戦国時代の文書を考えるための切り口としてまず考えられるのは、①印判状、②直状と奉書、以上二点である。

①について、戦国大名において印判状による文書の大量発給が可能となったことは、それまでの発給者・受給者の人格的・個人的関係によっていた文書が、非人格的・官僚制的なものになると指摘されている［山室 1991］。印判状は「当主のなまみの身体から遠い」文書であるという評価である。

しかし信長も秀吉も、宛行・命令伝達といった政治的内容から、贈物の返礼、私的な連絡まで、同一の印判を捺した文書で行なっている。天下人文書を考えるうえで、印判状かそうでないかは、あまり大きな意味は持たない。

②は、中世前期から後期への推移は、奉書から直状へという流れで表されるという指摘である［本郷 2004・2007］。しかしいっぽうで、戦国大名文書において、逆に奉書が出現することに注目し、これが地域権力を束ねて上に立つ大名権力の指向性に由来するという指摘もあり［鴨川 2007］、単純に一方的な流れで理解することはできない。

以上のように、天下人文書を考察するうえで、この二つの切り口では不十分であること

がわかる。そこで次に考えたいのは、室町幕府文書との関係である。

２　室町幕府文書・地域権力文書・信長文書

室町幕府権力が発給した文書に、御判御教書・管領奉書・奉行人奉書がある。これを模倣するかたちで、守護権力による書下・守護奉行人連署状が出され、地域支配が行なわれた。その時代のなかで信長は登場したわけだが、彼を輩出した織田家は、尾張国守護代の被官であった。その意味で、信長が家督を継いでからも、基本的に織田家の文書は守護発給文書の系譜に連なっている。実は信長が天下人の立場になってからも、その構造は大きく変わっていないのである。

つまり、天下人文書は、守護文書（戦国大名文書）の延長線上にあるという仮説を立てることができる。

ただ、信長本人の発給文書だけ見れば、文言などは室町将軍の「御内書」に近くなる。しかし形式はあくまで折紙（室町将軍御内書は竪紙）であり、料紙も、室町将軍御内書が用いる強杉原でなく、御判御教書・奉行人奉書とおなじ杉原紙であった［林 2017］。

信長の身分が上昇するにつれ、料紙も上質化する（厚みが増す）ものの、室町将軍と同質という地点にまでは到達しなかった［高島 2014］。

３　信長文書から秀吉文書、そして江戸幕府文書へ

これに対して豊臣秀吉は、自身の文書に大高檀紙という、当時最高級の檀紙をもとにした独自の料紙を作りだし、他との差別化を図った。秀吉朱印状は、「御内書」と呼んでもよいという見解も出されているくらいである［湯山 1999］。もっとも、形態（折紙）や内容の面では、信長文書とさしたる違いは見られない。

秀吉文書は、内容・様式的には、室町幕府将軍御内書・信長文書と大差はなく、直接的には（折紙という点で）信長文書を受けている。ただし料紙という面では、室町将軍御内書とは異なる独自の立場を確立した。ここにひとつ信長とは異なる大きな進展が見られると言うことができる。

いっぽうで、秀吉の奉行人たち、いわゆる「五奉行」が出したような奉行連署状は、江戸幕府老中奉書の先蹤という評価が与えられている。これらは、「戦国時代の守護諸大名」が出した奉行人連署状と同形式とも見なされている［相田 1949・中村 1971・谷 2016］。こうした系譜的把握に、なぜか信長期の文書（信長の家臣たちの連署状）が欠落している。

結局は信長の家臣たちによる連署状も、戦国大名における年寄・奉行らの奉書に連なるのである。これが直接的には豊臣氏の奉行人連署状へとつながってゆく。

つまり、天下人文書は、室町幕府文書の系統というより、むしろそれを模倣した守護・大名文書のなかから生まれ、それが江戸幕府文書に継承されるのである。室町・江戸両幕

府の文書を橋渡ししたのが天下人文書であるが、信長・秀吉はふたりとも将軍ではない。そのため発給文書は「御内書」と呼ばれない。

しかし秀吉の場合、あきらかに料紙の面で独自の地位を探ろうとし、秀吉によってつくられた皺の多い大高檀紙は、江戸幕府の将軍御内書にも受け継がれている。あくまで発給文書という切り口から見れば、ふたりの天下人、信長と秀吉との間には、大きな断絶があると言わざるをえないのである。

《参考文献》

相田二郎『日本の古文書（上)』岩波書店、1949 年
鴨川達夫『武田信玄と勝頼』岩波新書、2007 年
佐藤進一『新版古文書学入門』法政大学出版局、1997 年
高島晶彦「信長が書状に使っていた「紙」」 『信長からの手紙』展図録 熊本県立美術館、2014 年
谷徹也「豊臣氏奉行発給文書考」 『古文書研究』82、2016 年
中村直勝『日本古文書学（上)』角川書店、1974 年
林譲「古文書料紙の使用法覚書―御判御教書と御内書」 湯山賢一編『古文書料紙論叢』勉誠出版、2017 年
本郷和人「中世古文書学再考」 石上英一編『日本の時代史 30 歴史と素材』吉川弘文館、2004 年
本郷和人『武士から王へ―お上の物語』ちくま新書、2007 年
山室恭子『中世のなかに生まれた近世』吉川弘文館、1991 年
湯山賢一「『羽柴秀吉御内書』解説」 『日本歴史』616、1999 年

第 108 回歴博フォーラム「日本の中世文書」アンケート

本日は歴博フォーラムにお越しいただき、ありがとうございました。今後さらにフォーラムを充実したものとするため、以下のアンケートにご協力をお願いいたします。

なお、アンケートは閉会後に受付にて回収させていただきます。

（以下の設問の答えに該当する記号を、〇で囲んでください。また、〔　〕内はご自由にご記入ください。）

１．あなたの年齢は？

ア．20 歳未満　イ．20 代　ウ．30 代　エ．40 代　オ．50 代　カ．60 代　キ．70 歳以上

２．あなたの住所は？

ア．千葉県〔　　市・町・村〕　イ．東京都〔　　区・市・町・村〕
ウ．神奈川県　エ．埼玉県　オ．茨城県　カ．その他〔　　〕

３．このフォーラムの開催を何で知りましたか？

ア．新聞〔　　〕イ．友の会ニュース　ウ．ポスター　エ．チラシ　オ．人に聞いて
カ．ホームページ　キ．メールマガジン　ク．ツイッター　ケ．その他〔　　〕

４．３で「ウ.ポスター」「エ.チラシ」を選択された方にお聞きします。どこでご覧になりましたか？

ア．歴博　イ．公民館　ウ．図書館　エ．博物館・美術館・資料館　オ．大学
カ．市区町村役所　キ．駅　ク．その他〔　　〕

５．今回のフォーラムの全体的な感想はいかがでしたか？

ア．よかった　イ．どちらかというとよかった　ウ．ふつう
エ．どちらかというとよくなかった　オ．よくなかった

６．歴博に今まで何回くらい入館したことがありますか？

ア．０回　イ．１回　ウ．２～４回　エ．５回以上

７．歴博のフォーラムに今まで何回参加したことがありますか？

ア．０回　イ．１回　ウ．２～４回　エ．５回以上

今回のフォーラムの内容（良かった点・良くなかった点等）について、ご意見・ご要望等がございましたら、ご自由にご記入ください。

アンケートへご協力いただき、ありがとうございました。

ご 案 内

【展示のご案内】

○企画展示「日本の中世文書ー機能と形と国際比較ー」

会　　期　　開催中～2018年12月9日（日）

○第3展示室特集展示「紀州徳川家伝来の楽器ー琵琶Ⅱー」

会　　期　　2018年10月30日（火）～2018年12月9日（日）

○第3展示室特集展示「吉祥のかたち」

会　　期　　2019年1月5日（土）～2019年2月11日（月祝）

○第4展示室特集展示「変わりゆく結婚式と近代化」

会　　期　　2018年12月11日（火）～2019年5月12日（日）

※第1展示室「先史・古代」リニューアルオープン　2019年3月19日（火）～

【催事のご案内】

第109回歴博フォーラム「死者と生者の共同性ー葬送墓制の再構築をめざしてー」

日　　時　　2018年　12月15日（土）13:00～17:00

12月16日（日）10:00～17:00

場　　所　　早稲田大学大隈記念大講堂

申込方法　　①れきはくホームページ内専用フォームからお申込み。

https://www.rekihaku.ac.jp/events/forum/index.html

②往復はがきでのお申込み。

→行事名・開催日・住所・氏名（ふりがな）・電話番号を明記の上、下記住所にお送り下さい。

宛先：〒285-8502　佐倉市城内町117

国立歴史民俗博物館 広報・普及係

そ の 他　　聴講無料、定員600名。

1日のみの参加も可能です。

お申込みは、2ヶ月前から前々日まで受け付ける予定ですが、定員に達した時点で締め切ります。

【歴博の情報発信】

国立歴史民俗博物館の企画展示・フォーラム・講演会等の情報は、ホームページ・ツイッター・ニューズレター（メルマガ）でもご案内しています。

○ホームページ　　http://www.rekihaku.ac.jp/

○ツイッター　　@rekihaku

○ニューズレター　　http://www.rekihaku.ac.jp/others/mailmagazine.html

※ホームページのトップ画面に「れきはくニューズレター」のアイコンがあり、そこから登録画面に進めます。

第108回歴博フォーラム「日本の中世文書」

発 行 日　　2018年10月27日

編集・発行　　国立歴史民俗博物館

〒285－8502　千葉県佐倉市城内町117番地

Tel. 043－486－0123（代）

ISBN978-4-909293-05-3

大学共同利用機関法人　人間文化研究機構
国立歴史民俗博物館
National Museum of Japanese History